平成２４年（フ）第６０６号
静岡市清水区西久保１丁目６番14号　カトウアパート203号
債務者　中川あい子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２４号
静岡市葵区新伝馬３丁目23番11号
債務者　出雲　　恵
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２６号
静岡市駿河区東新田４丁目１番１―312号、住民票上の住所静岡市葵区人宿町１丁目３番地の３　アバンティーノ102号
債務者　益田　明美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２８号
静岡市駿河区中島1263番地　メゾンドール中島102号、旧住所静岡市駿河区中島3195番地の８
債務者　望月　恒夫
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３１号
北海道帯広市西４条南34丁目２番地　マイライフむらせ204
債務者　高橋　勝宏
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１１０９号
東京都府中市本町４丁目30番地の１セシーズ府中205
債務者　川道　　暁
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５３号
静岡市清水区万世町１丁目６番23号
債務者　杉山　資子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０９号
静岡県焼津市大住290番地の１　リザーブM102号室
債務者　神谷　夏織
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３２号
東京都昭島市福島町２丁目28番４―101号
債務者　渡邉　　清
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１７８号
東京都昭島市朝日町３丁目18番12号ジュネスセキモト401号
債務者　伊藤利枝子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１９３号
東京都町田市成瀬5063番地１コア・ポイント303
債務者　藤田　雅美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３１４２号
東京都板橋区東新町１丁目７―13―202
債務者　吉村　勇子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２０５号
東京都府中市南町１丁目８―34―203
債務者　木村　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２０８号
埼玉県新座市東２丁目５―21　新座東サンハイツⅡ―201
債務者　上江洲　毅
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２２１号
千葉県流山市加４丁目５―16　テラストネA－３
債務者　斉藤　　孝
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部